特定建築物定期調査報告の調査項目等のお知らせ

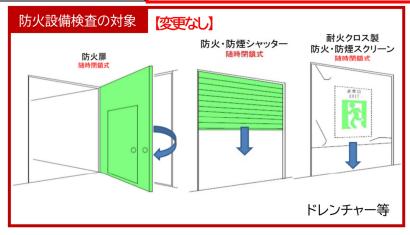
建築基準法第12条第1項、第3項の規定に基づく定期報告制度において、調査・検査の項目、方法及び結果の 判定基準並びに調査結果表等が見直されました。(令和7年10月1日から施行予定)

米子市では、引き続き特定建築物定期調査報告で常閉防火扉、非常用照明等の

建築設備の調査・報告を行うよう制度の見直しを行いました。

調査・検査報告	改正前	改正後							
特定建築物定期調査報告	○項 目:国告示に定める	○項目:国告示に定める事項に米子市告示							
【法第 12 条第 1 項】	○事項対象:法定用途のみ	に定める事項 (建築設備 (非常用照明等)、							
※病院・ホテル・マーケ	○報告周期:3年ごとの年度	主要な常閉防火扉)を付加							
ット・劇場等		○対象・報告周期:(変更なし)							
		※調査結果表に添付する各階平面図に「防							
		火区画」の明示を追加。							
防火設備定期検査報告	○項 目:国告示に定める事項	○項目:国告示に定める事項 (一部改正)							
【法第12条第3項】	〇対 象:随時閉鎖式防火設備	○対象・報告周期:(変更なし)							
	(特定建築物と就寝用福祉施設に設置)	※各階の主要な常閉防火扉は、「特定建築							
	〇報告周期:前回報告した日から1年以内	物」の項目に米子市が付加したため、「防							
		火設備」での報告は不要。							
建築設備定期検査報告	指定なし	指定なし							
【法第12条第3項】									
昇降機設備定期検査報告	○項 目:国告示に定める事項	○項目:国告示に定める事項(一部改正)							
【法第12条第3項】	○対 象:エレベーター、エスカレーター、	○対象・報告周期:(変更なし)							
	小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く)								
	〇報告周期:前回報告した日から1年以内								
遊戲施設定期検査報告	○項 目:国告示に定める事項	○項目:国告示に定める事項(一部改正)							
【法第12条第3項】	○対 象:ウォータースライダー等	○対象・報告周期:(変更なし)							
	〇報告周期:前回報告した日から1年以内								

特定建築物調査に含む建築設備等 投気設備・排煙設備・可動成が放煙壁・非常用の照明 装置(作動の状況、物品の放置の状況) 各階の主要な常閉防火扉 (本体と枠の劣化 及び損傷の状況 作動の状況 物品の放置の状況 物品の放置の状況 動定の状況 遺動エネルギー等)



【様式の記載項目】

特定建築物定期調査報告の国の指定様式の「7.上記以外の調査項目」に米子市が付加した項目を記載し、 作成してください。 市ホームページからダウンロードできます。

建築 集	物の内部			_		
(1)	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具 及び懸垂物等の状況				
(2)		扉の取付けの状況				
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		扉の固定の状況			i I	
(5)		常閉防火扉のうち人の通行の用に供する部分に設ける 扉の作動の状況(昭和48年建設省告示第2563号第1第 1号ロに規定する基準への適合の状況)			特定建定期調	
(6)	居室の換気	換気設備の作動の状況		\vdash	告に付	+ + n 1
(7)		換気の妨げとなる物品の放置の状況		Γ		
壁難力	施 設 等				た項目	4
(1)	特別避難階段	付室等の排煙設備の作動の状況		Γ_1	1 1	
(2)	防煙壁	可動式防煙垂れ壁の作動の状況				
(3)	排煙設備	排煙設備の作動の状況				
(4)	非常用エレベーター	乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況				
(5)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況				
(6)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	_			

※防火設備定期調査報告は防火扉の 検査結果表が新しくなっているめ、 新様式をご使用ください。

911239	(一号(84) 4	カルメナイク					
071 at 2 M	9 (84)		検査結果表 (防火扉)				
			氏 名			検査を	발함 등
	査に関与した検	代表となる検査者					
查者		その他の検査者					
					快宜档果		担当
書号	Ħ	1. 查 项 目	検査事項	指摘なし	要是正	既 存 不適格	検査者
(1)			閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)			扉の取付けの状況				
(3)	防火庫		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)	100 / 100	常問務火服	固定の状況(特定建築物調査で実施)	_	-	-	
(4)	1	1の通行の用に出せる飲み					

発行:米子市建築相談課 TEL:0859-23-5237